

議案第 11 号

工事請負変更契約の締結について
(熊取町立総合体育館整備工事)

熊取町立総合体育館整備工事について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び要議決契約等条例（昭和 39 年条例第 2 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

熊取町長 藤原敏司

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的 | 熊取町立総合体育館整備工事 |
| 2. 契約の金額 | 変更前 金 838,629,000 円
変更後 金 889,218,000 円 |
| 3. 契約の相手方 | 大阪府大阪市平野区長吉川辺三丁目 1 番 14 号
株式会社 マツダ・シティーズ
代表取締役 松田 吉弘 |

工 事 概 要

1. 工 事 名 称： 熊取町立総合体育館整備工事

2. 工 事 箇 所： 熊取町久保五丁目地内

3. 変 更 工 事 概 要：

項 目	内 容
①シャワーの温度調整改善	・ 給水ポンプ及びシャワー機器の更新にかかる増額変更
②設備老朽化への対応	・ メインアリーナ棟トイレ衛生器具改修等にかかる増額変更
③プール無料開放実施への対応	・ 工期の延長及び延長に伴う管理費等の増額変更
④その他の対応	・ 利用者の安全確保のための増額変更等 (防火設備改修等)

4. 工 期：

【変更前】 議決日（令和7年6月26日）から令和8年12月18日まで

【変更後】 議決日（令和7年6月26日）から令和9年1月29日まで

